

# 関 覧 資 料

令和8年7月公売  
売却区分番号：10-1

公売日時	公売参加 申込期間	令和8年7月9日（木）13時00分から 令和8年7月21日（火）23時00分まで
	入札期間	令和8年7月27日（月）13時00分から 令和8年8月3日（月）13時00分まで
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

新潟県南魚沼地域振興局 県税部 十日町収税課  
〒948-0037 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地  
電話 025-757-5513  
FAX 025-752-5604

## 資料一覧

- ・ 物件目録
- ・ 公 告 公売公告兼見積価額の公告、公売公告兼見積価額の公告別紙
- ・ 資料1 位 置 図
- ・ 資料2 公 図
- ・ 資料3 現況写真

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

## 物 件 目 録

- |   |                  |                  |  |
|---|------------------|------------------|--|
| 1 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 十日町市本町二丁目<br>219番1<br>宅地<br>465.65平方メートル |
| 2 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 十日町市本町二丁目<br>219番4<br>宅地<br>10.15平方メートル  |

ー以下余白ー

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

不動産用				
公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告				
令和8年6月26日 新潟県南魚沼地域振興局長 徴税吏員 覚張 昌一				
印				
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。				
公 売 財 産、公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	売 却 区 分 の 番 号	公 売 財 産 名 称、性 質、所 在 及 び 地 上 権 等 の 内 容		見 積 価 額 (最低入札価額)
	10-1	公売公告兼見積額の公告別紙のとおり 以下余白		3,403,000 円
公 売 方 法	期間入札			
公 売 日 時	公売参加申込期間	令和8年7月9日(木)13時00分から令和8年7月21日(火)23時00分まで		
	入札期間	令和8年7月27日(月)13時00分から令和8年8月3日(月)13時00分まで		
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
最 高 価 申 込 者 決 定	日 時	令和8年8月3日(月)14時00分	場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売 却 決 定	日 時	令和8年8月24日(月)10時00分	場 所	新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課
買 受 代 金 納 付 期 限	令和8年8月24日(月)14時30分までに納付すること			
次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限	令和8年8月31日(月)14時30分までに納付すること			
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条に規定する者及び第108条第1項の規定に該当する者の買受入札禁止 国税徴収法第99条の2に規定する暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出			
公 売 財 産 上 の 質 権 者、抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を新潟県南魚沼地域振興局長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課に用意してあります。			
そ の 他	1	この公売公告に違反した者、又は国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。		
	2	公売財産の入札をしよとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。		
	3	公売財産が不動産の場合、入札を行うには国税徴収法第99条の2に規定する暴力団員等に該当しないこと等の陳述が必要で、陳述書に記入いただいた個人情報については当公売の運営管理の目的にのみ利用します。なお、警察当局に対して調査の囑託を行った結果、暴力団員等に該当することが認められた場合には国税徴収法第108条第5項に基づき、公売不動産の最高価額申込者等の決定を取り消すことがあります。		
	4	公売保証金の納付は、クレジットカードによる納付、指定する口座への振込、現金書留(50万円以下の場合のみ)の送付、郵便為替証券(発行日から175日を経過していないものに限ります。)、現金(持参人払式の切手等(地方自治法施行令第156条第1項第1号に規定する切手等)をいう。以下同じ。))又は取納機関を受取人とする小切手等で納付を受けた日に取立てができるものを含む。)の直接持参のうち、いずれかの方法に限り、		
	5	公売保証金をクレジットカードで納付する場合は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスのマークが付いているものに限る。)に当該売却区分の公売保証金額以上の利用可能な売上上げと信付があることが必要です。		
	6	公売保証金をクレジットカード以外の方法で納付する場合、新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課に「公売保証金納付申込書兼請求書兼口座振替依頼書」の提出が必要です。なお、受付は平日の午前8時30分から午後5時までです。		
	7	公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。		
	8	一度行った入札は、変更又は取消しはできません。		
	9	見積額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価額申込者と決定し、当該入札額により売却決定を行います。なお、最高価額申込者決定時には、KSI官公庁オークションログイン IDに紐づく会員識別番号を最高価額申込者氏名とみなします。		
	10	最高価額の入札者が複数あるときは、開札(最高価額決定)後、直ちに公売場所においてそれらの者による追加入札を行います。追加入札者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。但し追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価額申込者を決定します。		
	11	最高価額申込者の入札額に次ぐ高価額(見積額以上)で、かつ、最高入札額から公売保証金額を控除した金額以上のものによる入札者に対し、次順位買受申込制度の適用が及びます。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限り、かつ、次順位買受申込者決定時においては、KSI官公庁オークションログイン IDに紐づく会員識別番号を次順位買受申込者氏名とみなします。		
	12	公売財産に係る引渡の完了の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。		
	13	公売財産が不動産の場合、売却決定の日時までに、買受者が暴力団員等に該当しないこと等の調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限を変更することがあります。		
	14	公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。		
	15	県は、公売の目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任を負いません。		
	16	公売財産が不動産の場合、県は引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡などは買受者で行ってください。 公売財産が土地の場合は、土地の境界については隣接地所有者と協議してください。		
	17	公売財産の権利移転について(登記(登録)を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙又は領収証書を買受代金納付期限までに提出してください。		
	18	上記17については、別途交付する「所有権移転登記請求書」と共に買受代金納付期限までに提出してください。		
	19	その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。		
	20	公売公告の内容は、新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課で閲覧することができます。		
21	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。			
22	入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合執行機関は何ら補償しません。			
23	公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。			
24	公売財産の下見会は実施しません。			
25	その他については、新潟県インターネット公売ガイドラインに於いて、(ガイドラインは、新潟県税務課のインターネットサイトに掲載しています。また、新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課に備え付けてあります)			
26	当該公売財産の所有者が適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書(インボイス)の交付はできません。			
27	本件についてのお問い合わせ先及び受付時間:〒948-0037 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町取税課(電話:025-757-5513) 平日 午前8時30分から午後5時まで			

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

# 公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分 番号	10-1	見積価額	3,403,000円
		公売保証金	350,000円

不動産の表示(不動産登記簿の表示による)

## 【土地の表示】

所在及び地番 十日町市本町二丁目219番1  
地目 宅地  
地積 465.65㎡

所在及び地番 十日町市本町二丁目219番4  
地目 宅地  
地積 10.15㎡

## 不動産の概要

### 1 対象物件の状況に関する事項

※位置図、写真等については、新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課に備え付けてありますので、閲覧可能です。

### 2 地域の状況

当該対象地は、JR飯山線「十日町駅」から約700m、最寄りのバス停留所「本町2丁目」から約100m、十日町市役所から約850mの位置にあり、近隣には飲食店を含む店舗や地方銀行支店がある中心的商業地域です。

### 3 主な公法上の規制等

都市計画区分 : 非線引都市計画区域  
用途地域 : 商業地域  
建ぺい率 : 80%  
容積率 : 400%  
防火規制 : 準防火地域

### 4 規模、形状等

間口約9.5m、奥行約56mのほぼ長方形の画地

### 5 接面道路

東側幅員約18m舗装道路(国道117号線)に接する。  
接面する東側国道及び隣接地とほぼ等高に接する概ね平坦な宅地

### 6 供給処理施設

上水道 : 利用可  
下水道 : 利用可

### 7 最寄り駅

・JR飯山線「十日町」駅

### 8 特記事項

- ・公売財産が不動産の場合、県は引渡の義務を負いません。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。
  - ・当該土地にはかつて建物が存在していたため、地上部分に床材、基礎立上りコンクリートが部分的に残っています。また、地下部分に埋設物が残存している可能性があります。
  - ・買受人が取得時・取得後に負担すべき税金等の概算金額は次のとおりです。  
○固定資産税、都市計画税(取得後毎年)約106,500円/年額    ○登録免許税(取得時1回)約193,900円  
○不動産取得税(取得時1回)約145,400円
- ※上記金額はあくまでも概算金額であり、実際の金額とは異なる場合があります。

その他事項

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

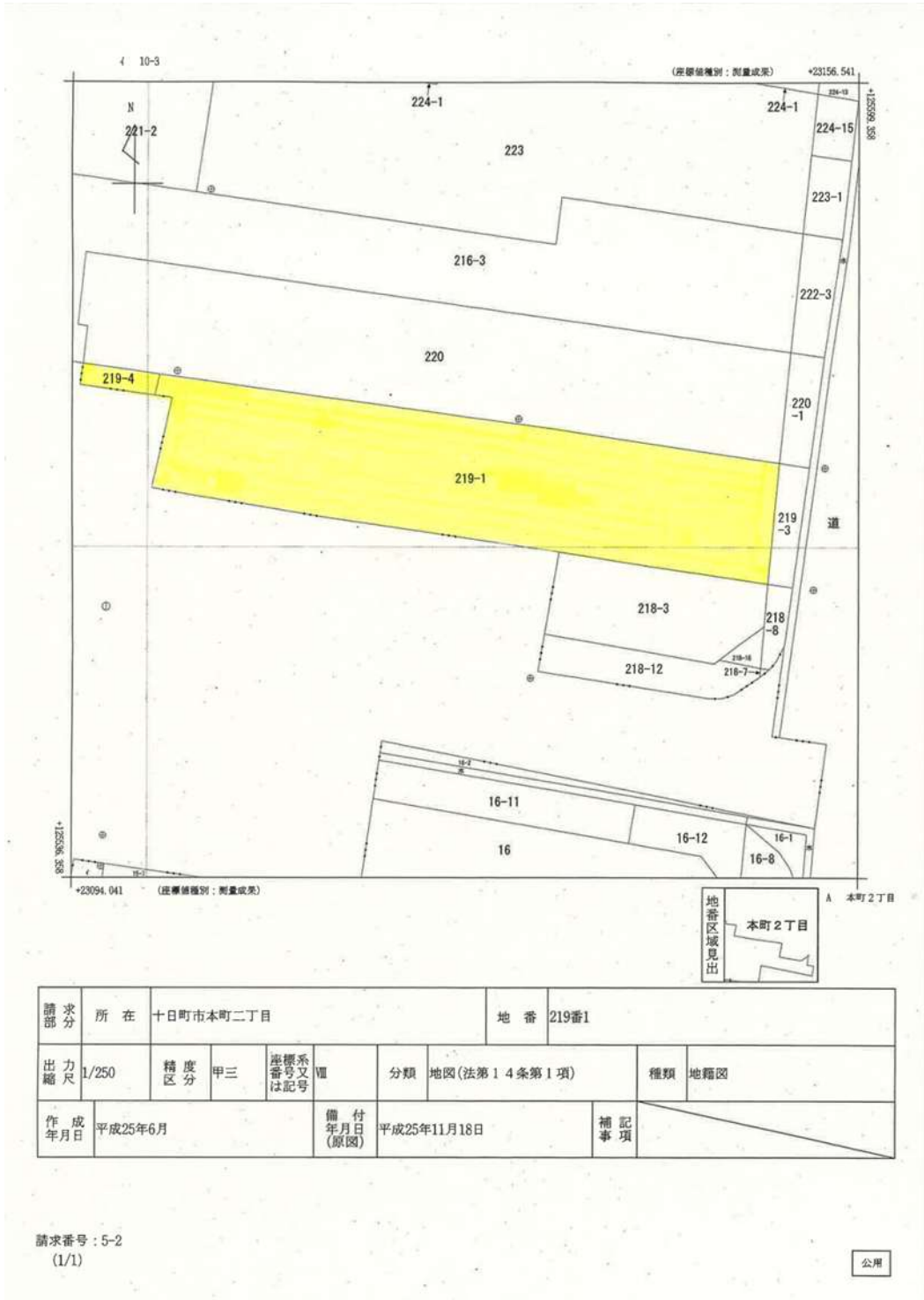
本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

位置図



本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します

公売地公図



新潟地方法務局備付図面写し (執行機関加筆) A 3版を縮小

本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します



本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します



本ファイルの改ざん・転用・転載を禁止します